

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合旗取扱規程

昭和 58 年 9 月 1 日
訓 令 甲 第 1 号

(管守)

第 1 条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合旗（以下「事務組合旗」という。）は、管理者又は管理者の委任を受けたものが管守する。

(保管)

第 2 条 事務組合旗は、管理者の定めた場所に保管する。

(使用)

第 3 条 事務組合旗は、組合の議会の開会せられているとき及び管理者が特に適当と認めたときのほか、みだりに使用することができない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。